

Ⅲ 調査方法・審査方法

- 実査の流れはどのようになっているか。調査員の使う時間にメリハリをつけて配分することにより、適切な審査がある程度実施可能ではないか。(北村委員)
- 個人経営で把握しないことにより調査負担のどれほどが改善され、回収率向上につながるのか。(何らかの試行を行ったのであれば証拠を挙げていただきたい。)(北村委員)
- 調査日について、調査期日と約半年の差が生じることによる報告者負担の増加の可能性及び、次回調査以降の調査期日も6月1日とすることが考えられるか。(野呂委員)

1 調査員調査における調査の流れと審査の役割分担

調査員における調査票の回収・検査は、その後の市町村における督促・審査事務に大きく影響を及ぼすことから、調査票を確実に回収し、調査票の記入内容を確実に確認する必要がある。このことから、審査の優先順位を付けるなど、調査員事務にメリハリを付けることは困難であると考えている。(調査員調査における調査の流れと審査の役割分担については、別紙2「調査員調査における調査の流れと審査の役割分担」のとおり)

2 調査負担の改善

個人経営で産業特性事項を把握しないこととした場合の調査負担の軽減について、試験調査では、全数調査の規模・報告義務を課した状況での検証はできないことから、定量的な証拠を把握することは困難であるが、試験調査における地方公共団体の実施状況報告によると、「個人経営調査票の導入により、事業所、調査員及び市町村の負担軽減に繋がった」との意見が多数あった。

調査員や指導員、市町村の調査・審査は、限られた一定期間に限定されることから、個人経営の効率的な調査実施により、結果に与える影響が大きい法人企業の督促や調査票の記入内容の確認に注力することが可能となり、全体の精度向上に寄与すると考えている。

【参考】 24年調査時における審査上の問題点

- ・ 全ての事業所の売上高を初めて調査した24年調査において、個人経営・個人経営以外別の売上高の状況は、以下のとおりであることが判明した。

(平成24年調査結果)

経営組織	企業(数)割合	売上高(金額)割合
個人経営	52.7%	2.1%
個人経営以外	47.3%	97.9%

- ・ ただし、24年調査の企画段階では、前述の状況が不明であったので、基本的に個人経営・個人経営以外で特段の調査事項の濃淡を設けず、個人経営についても調査票第2面(産業特性事項)の回答を依頼することとした。
- ・ 24年調査における調査票の未記入状況をみると、第2面の産業特性事項の未記入割合は、個人経営が個人経営以外に比べ高くなっている。
- ・ 国税庁HPによると、個人経営者の約4割を占める白色申告者については、平成26年1月から「帳簿への記載」、「帳簿等の保存」が義務づけられたものの、この帳簿は簡易な方法によ

る記帳が認められている（例えば、少額な現金売上については、日々の合計金額のみ一括記載するなど）。このような個人経営者の場合は、個人経営者が自ら保有する帳簿等から調査票へそのまま転記することは難しいことから、税理士等へ記入を依頼し、税理士等が帳簿などから再計算し調査票を記入するなど、相当な記入者負担を要していると考えられる。

- ・ 24年調査の調査後に行った調査員報告会においても、「調査票の経理項目などは、確定申告から転記するにしても申告自体を税理士、会計士に依頼している事例が少なくなく、事業者の記入への負担が大きい。特に個人経営において、調査事項が複雑でほとんど回答できない」という意見を聞いている。

なお、市町村による限られたリソースの中で、最大限実施した督促・回収により、最終的には回収率は個人経営・個人経営以外で際立った差異はなかった。

- ・ 24年調査における市町村審査においては、初めての活動調査の実査・審査であったことから、審査に当たっての事前情報はなく審査の優先順位を付けることができなかった。

なお、市町村審査後の国における審査段階では、資本金や従業者規模などにより、審査の優先度を設定し、審査リソースの効率的な配分を行っている。

3 今回想定している調査方法・審査方法の改善方策

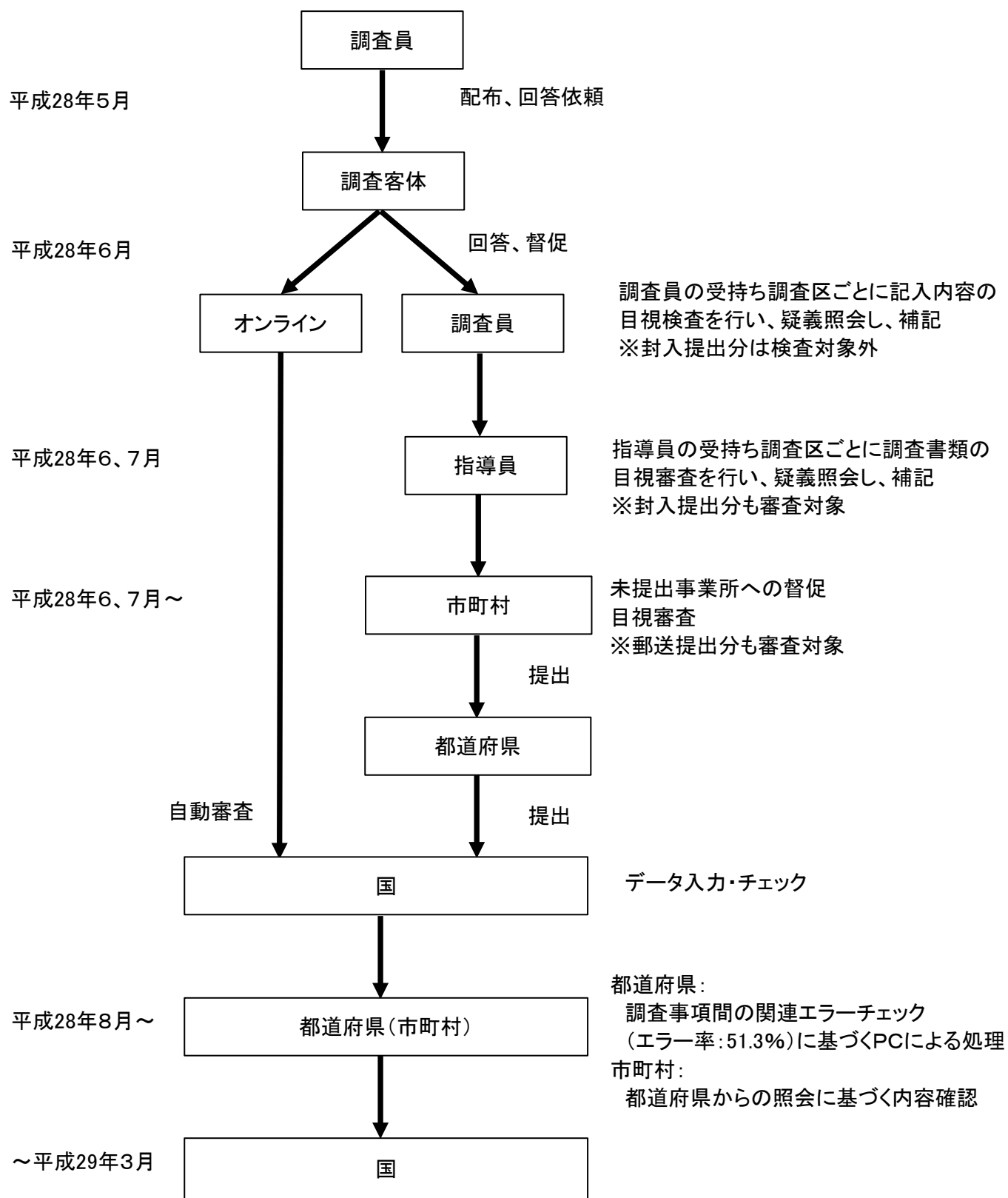
- ・ 28年活動調査では、個人経営向けに調査事項を簡素化した調査票を作成するほか、正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るため、また、情報通信技術（ICT）の急速な発展に伴う高度情報化社会の進展を踏まえ、全ての事業所においてオンライン調査を導入することとしている。オンライン調査は、売上（収入）金額、費用総額などの調査事項について自動審査項目として設定することにより、入力漏れを防止でき、これにより市町村における審査事務負担が軽減されることから、積極的に推進することとしている。

また、国における審査においては、24年活動調査の結果を用いた前回値比較を導入し、審査の精緻化及び効率化を図る予定。

4 調査期日について

- ・ 28年調査の調査期日の設定に当たっては、各省で合意された「経済センサスの枠組みについて」の当初の考え方（6月から7月の間の1日）に立ち戻ることとしている。
- ・ 経理事項等を調査事項とする活動調査について、24年調査では2月1日を調査期日としたことから、確定申告の時期と重なり又は決算前の回答となり、地方公共団体等から、経理事項の記入及び調査票の回収が困難との意見が多く寄せられた。また、企業の決算後の株主総会（6月が多い）や個人経営事業所の確定申告（3月）の時期を考えると、28年調査では6月1日を調査期日としており、報告を求める期間を5月から7月とすることは、回答を得られやすい期間となっていると考えられる。
- ・ また、活動調査の調査票は、過去の記憶を遡って記入するというものではなく、個人経営の場合には確定申告、法人の場合には損益計算書、会社以外の法人は正味財産増減計算書や事業活動収支計算書などを基に記入することとしており、記録されたものを転記するという記入スタイルであることから、調査期日を6月1日とすることとしても報告者負担の増加にはならないものと考えている。
- ・ なお、次回調査の調査期日は、28年活動調査の実施状況を踏まえ、今後検討することになる。

<調査員調査における調査の流れ、審査の役割分担>



<処理量>

- ・前回調査における調査員調査 約400万枚。審査量(面数)は2倍。(参考:活動調査全体 約600万枚。)
- ・調査項目数約70項目